

## プログラム使用契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と、石岡 恒憲 (以下「乙」という) とは、乙の保有する本プログラム (第1条に定義する) の甲による使用につき以下の通り合意し、本契約を締結する。

### 第1条 (本プログラム)

1. 本契約において乙が甲に提供する本プログラムは、以下に定めるものとする。本プログラムの提供方法は乙が別途指定する。

- ・ Jess 1.0 Windows版

2. 本プログラム提供に関して、乙の予め指定する方法での受け渡しであれば無償とするが、甲がこれ以外の方法での提供を求めた場合、乙は甲に対してプログラム送付に関する実費を請求することがあるものとし、甲はこれを承諾する。

### 第2条 (権利)

本プログラムに関する著作権等の権利は、乙、乙の所属組織、またはこれらのライセンサーに帰属する。

### 第3条 (利用許諾の範囲)

1. 甲は本プログラムを甲自身による研究目的 (以下「本目的」という) のためにのみ使用することができるものとする。本契約において本プログラムを利用する者の範囲は、甲および甲と同一組織 (研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。) に所属し、直接に共同して研究を行う者 (以下「研究グループ」という) とする。

2. 甲および甲の研究グループは本プログラムを逆アセンブルまたは複製してはならない。

3. 甲は本プログラムを、第1項に定める研究グループ以外の者の開示、提供または漏洩してはならない。甲が本プログラムを用いて研究するにあたり、第1項に定める研究グループ以外で共同して研究する者 (以下「共同研究者」という) が本プログラムの使用を希望する場合、乙と共同研究者または共同研究者が属する研究グループの研究代表者が本契

約を締結しなければ甲は共同研究者に対して本プログラムを開示、提供してはならない。

#### 第4条（研究発表）

1. 甲は、本プログラムを使用した研究の成果（以下「研究成果」という）を発表する場合、投稿の10日前または発表予定の30日前のいずれか早い方までに乙に発表内容、日時、場所等を通知するものとする。乙が研究成果を検査した結果、法令違反、第三者の権利侵害等の観点から修正が必要と判断した場合、乙は当該修正事項を甲に通知し、甲は可能な限りこれに応じるものとする。ただし、乙は研究成果について検査の義務を負うものではない。

2. 甲は、研究成果の発表を行う場合、研究成果が乙から提供を受けた本プログラムを利用したものであることを、第三者が明確にわかる形で表示をしなければならない。

3. 甲は、研究成果において、第三者の権利（著作権、商標権その他の知的財産権、名誉、プライバシー、信用等を含むがこれに限られない）を侵害する記述をしてはならない。

#### 第5条（報告）

1. 甲は、乙または乙の指定する者からの求めがあった場合、速やかに本プログラムの使用状況を乙所定のフォーマットで報告する。

2. 前項の場合において甲は虚偽の報告をしてはならず、甲が虚偽の報告をした場合、乙は甲による本プログラムの利用の中止を求めることができる。甲が乙または乙の指定する者からの求めがあったにも関わらず速やかに本プログラムの使用状況を報告しない場合も同様とする。

#### 第6条（研究成果の権利）

甲による研究成果にかかる権利は甲に帰属する。乙が研究成果の利用、再研究等を希望する場合、甲および乙は許諾の可否および条件について誠実に協議する。

#### 第7条（期間）

1. 本契約は締結日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙

双方から解約の意思表示がない場合、さらに自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 本契約終了後も第6条、第8条から第11条および第12条第1項の規定は有効に存続する。

#### 第8条（本プログラムの返却等）

1. 甲は、本契約が終了した場合、速やかに本プログラムを乙に返却し、またはその責任で消去し、乙の求めに応じて消去が完了した旨の証明書を発行するものとする。

2. 甲が本契約に違反した場合その他乙が必要と判断した場合、乙は甲に対して本プログラムの使用の中止を求めることができる。この場合においては前項の規定を適用する。

#### 第9条（免責）

1. 本プログラムは現状有姿で提供されるものであり、乙は本プログラムにエラー、バグ等の瑕疵がないこと、本プログラムにコンピュータウイルス等の有害情報が含まれないこと、および本プログラムの適法性、完全性、有用性、信頼性、非侵害性および特定目的への適合性等を含め一切の保証をしない。

2. 前項のほか、乙は甲に対し、甲による本プログラムの使用、研究成果の発表等に起因して甲が被った損害につき一切責任を負わない。

#### 第10条（本契約違反等）

1. 甲が本契約に違反したことによって乙に損害が発生した場合、甲はその一切（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

2. 甲による第3条の本プログラム利用、第4条の研究発表または前項の本契約違反に起因して第三者から問い合わせ、クレーム、紛争等（以下「問い合わせ等」という）が発生した場合、甲は自らの費用と責任で当該問い合わせ等を解決するものとし、当該問い合わせ等に起因して乙に損害が発生した場合はその一切（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

第11条（譲渡禁止）

甲は、乙の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位ならびに本契約から発生する権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供する等の処分行為をしてはならない。

第12条（その他）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 本契約に規定のない事項または本契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決する。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

20 年 月 日

甲：

乙： 独立行政法人 大学入試センター 研究開発部 教授 石岡 恒憲

（以下余白）